

世田谷区告示第 8 3 0 号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例（平成 2 6 年 9 月世田谷区条例第 2 7 号）第 4 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則（平成 2 6 年 9 月世田谷区規則第 6 7 号）第 5 条第 1 項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額（以下「労働報酬下限額」という。）を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

号	職種	労働報酬下限額（1 時間あたり）
1	特殊作業員	2, 8 3 7 円
2	普通作業員	2, 5 4 0 円
3	軽作業員	1, 7 8 5 円
4	造園工	2, 5 2 9 円
5	法面工	3, 2 2 0 円
6	とび工	3, 1 7 7 円
7	石工	3, 1 4 5 円
8	ブロック工	2, 9 3 3 円
9	電工	3, 0 6 0 円
1 0	鉄筋工	3, 0 8 2 円
1 1	鉄骨工	2, 8 1 6 円
1 2	塗装工	3, 3 2 6 円
1 3	溶接工	3, 4 4 3 円
1 4	運転手（特殊）	2, 9 4 4 円
1 5	運転手（一般）	2, 3 8 0 円
1 6	潜かん工	3, 4 1 1 円
1 7	潜かん世話役	4, 2 4 0 円
1 8	さく岩工	3, 6 1 3 円

19	トンネル特殊工	3,294円
20	トンネル作業員	2,859円
21	トンネル世話役	3,879円
22	橋りょう特殊工	3,347円
23	橋りょう塗装工	3,326円
24	橋りょう世話役	3,921円
25	土木一般世話役	3,071円
26	高級船員	3,549円
27	普通船員	2,816円
28	潜水土	4,814円
29	潜水連絡員	3,496円
30	潜水送気員	3,400円
31	山林砂防工	3,082円
32	軌道工	5,536円
33	型わく工	2,922円
34	大工	2,933円
35	左官	3,135円
36	配管工	2,731円
37	はつり工	2,901円
38	防水工	3,485円
39	板金工	3,262円
40	タイル工	—
41	サッシ工	3,082円
42	屋根ふき工	—
43	内装工	3,167円
44	ガラス工	3,050円
45	建具工	—
46	ダクト工	2,752円
47	保温工	2,667円

48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,699円
50	交通誘導員A	1,902円
51	交通誘導員B	1,647円
52	上記以外の職種	1,330円

備考

- 1 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 2 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
 - (1) 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,470円
 - (2) 工事の請負に係る契約以外の契約（指定管理者の業務に係る協定を含む。）の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 3 「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日以後に締結する公契約（この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。）について適用する。